



# 匠 生業の継承者たち

— 農業の未来を担う若き後継者 —

「新しい作物の栽培に挑戦したい」

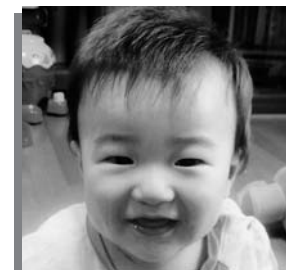
益田 竜一 さん (天草町高浜北・20歳)

家業である農業を継いで約1年。姉と2人で、ミニトマトやマンゴー、米作りを手がける。父親が体調を崩したため、農業大学校を途中で辞め、昨年7月に帰郷した。小さいころからずっと農作業を手伝ってきたが、父親からは「農業は大変だから継ぐな」と言われていた。それでも農業に携わりたかったのは「自分なりに考えて、やりたいことをやれるところが魅力。がんばれば、がんばった分だけ返ってくるんです」。今は、お姉さんをはじめ、農業の先輩た

ちからいろいろと教わりながら、経験を積んでいる。現在、主に栽培しているのはミニトマト。8月に苗を植えて、来年6月まで成長させながら収穫していく。成長と実をつけさせるバランスが難しいそうだ。マンゴーは、受粉がうまくいかなかったため、今年の収穫はあまり期待できない。「この失敗を生かして、来年は必ず成功させます。ゆくゆくはマンゴーを主にできたら」と意欲を燃やす。一生懸命育てても収穫量が落ち込むときは、思いどおりいかないときは、農業の厳しさを思い知る。こういうときに相談し合う同世代の後継者が、天草にほとんどいないのが悩み。大学時代の友人などに相談したり、情報交換したりしているが、もっと同世代の就農が増えればと願う。今の目標は、天草ではあまりなじみのない新しい作物を栽培すること。天草でいち早くミニトマトのハウス栽培を始めた亡き父のチャレンジ精神を受け継ぐ若き後継者は今、模索しているところだ。

# ハッピーバースデー

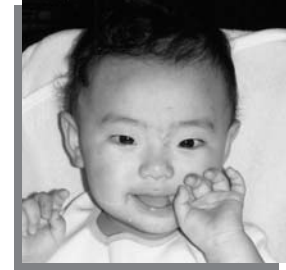
1歳になります



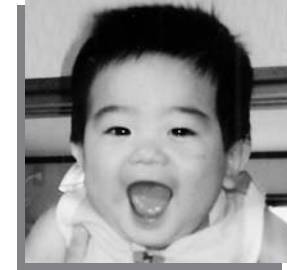
江川 佳希 くん  
 浄南町  
 平成18年10月3日生  
 父・義友さん 母・めぐみさん  
 人の気持ちがわかる  
 やさしい子になってね。



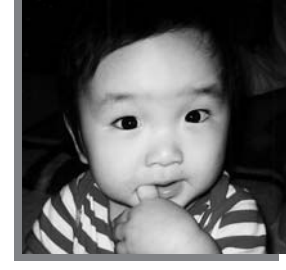
濱 陽菜 ちゃん  
 牛深町  
 平成18年10月28日生  
 父・浩司さん 母・春菜さん  
 美玲姉ちゃんと遊ぶのが  
 好きです。



浦田 真緒 ちゃん  
 牛深町  
 平成18年10月27日生  
 父・大介さん 母・裕子さん  
 じいちゃん、ばあちゃん  
 また、いっぱい遊んでね♡



山田 陽登 くん  
 浜崎町  
 平成18年10月17日生  
 父・亮さん 母・佐由美さん  
 ごはんをおなかいっぱい食べて  
 ごきげん◎です。



大平 慎丈 くん  
 楠浦町  
 平成18年10月25日生  
 父・二三雄さん 母・美樹さん  
 しんじょうスマイルが  
 みんなの元気の源。



森田 穂乃佳 ちゃん  
 本渡町本渡  
 平成18年10月12日生  
 父・雄治さん 母・和歌子さん  
 だいぢ兄ちゃん  
 これからもいっぱい遊んでね。

11月で満1歳になるお子さんを募集します！  
 ●応募期限=10月12日(金)まで(必着)。  
 ●応募方法=写真裏にお子さんの住所、氏名(ふりがな)、生年月日、性別、電話番号、コメント(30字以内)、保護者名(父・母)を記入し、〒863-8631(住所記載不要)天草市役所秘書課へ郵送または持参してください。なお、写真はお子さんが大きく、鮮明に写っているものをお願いします。また、写真の掲載は6人まで(応募者多数の場合は抽選)とし、応募写真は返却しません。

**地域づくりコーナー**

## 人が動く 地域が動く 天草が動く

### 「コミュニティ助成事業で 東浜区自治公民館を建設」

本渡南・東浜区自治会 (松田暉三区長)

東浜区自治会では、コミュニティの発展を図ることを目的としたコミュニティ助成事業を活用し、自治公民館を建設、7月15日に落成しました。これまで東浜区には自治公民館がなかったため、隣接している区の公民館や個人所有の駐車場などを借りて、地区の会議や行事などを行っており、自治公民館の建設は区民にとって長年の願いとなっていました。今年度、助成を受けられることが決定し、ついに公民館建設に至りました。早速、完成した公民館で区の会議や藤陰社中の皆さんによる踊りの教室などを行ったほか、9月17日には敬老会も開催しました。今後も地域活動の拠点として、



▲でき上がった東浜区自治公民館

※コミュニティ助成事業は、宝くじ普及広報事業費を財源として(財)自治総合センターが助成するものです。

## みんなの声

### 「民事訴訟裁判通達書」と書かれたハガキが：

先日、「民事訴訟裁判通達書」と書かれたハガキが届きました。書面には、「今回、貴方に対する民事訴訟裁判の訴状が提出された事を通達いたします。(中略)こちら民法188条に基づいた財務省認可書となっておりますので出廷拒否されますと原告側の主張が全面的に受理され裁判後の処置といたしましては被告の給与及び、動産物、不動産物の差し押さえを執行官立会いのもと強制執行させていただきます。(中略)尚、書面通達となりますので、個人情報保護の為、詳しい詳細等は当職員までご連絡下さい(以下省略)」と記載してあります。しかし、自分にはこのような請求をされる覚えはないのですが、どうしたらいいのか不安です。

〔匿名希望〕

【お答えします】  
 このような通知書は、根拠がないにもかかわらず請求がなされた「架空請求」です。請求者は、債権回収業者や法律事務所のほか、財務管理局などと公的機関のように語るものもいます。「架空請求」は、支払い義務のない人からお金をだまし取ろうとする悪質な詐欺。一度連絡すれば相手に連絡先がわかっつてしまい、相手の思うつぽです。「架空請求」があった場合は、次のように対処してください。

- ①無視して絶対に連絡しない。
- ②お金は絶対に支払わない。
- ③家族にも注意を呼びかける。
- ④氏名や電話番号などの個人情報情報は絶対に教えない。
- ⑤脅されて不安なときは警察署に相談する。

※なお、裁判所から書留などで文書が送られてきたときは、すぐに次のところへ相談してください。

【相談・問い合わせ先】

- ・天草警察署 ☎0110
- ・牛深警察署 ☎72110
- ・本庁(別館)・商工観光課商工振興係 ☎1111(内線2552)